

養父市農業委員会

第37回会議録

令和4年10月25日

養父市農業委員会

養父市農業委員会第37回会議録

1. 開催日時 令和4年10月25日(火曜日) 午後1時30分開会

2. 開催場所 養父公民館 他産業就業研修室

3 議 事

議案第127号 農用地利用集積計画の承認について

議案第128号 非農地証明交付申請の承認について

議案第129号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

報告事項

報告① 農地法第5条第1項のただし書き、農地法施行規則第53条第1項第14号の規定による届出について

報告② 農地法第3条の規定による許可申請について

報告③ 農地の使用貸借の解約通知について

4. 出席農業委員(12名)

1番 秋山博

2番 山根達夫

3番 藤原義幸

4番 寺尾稔

5番 大谷忠雄

6番 奥藤雅行

8番 谷垣重俊

9番 西谷眞一

10番 北本健一郎

11番 坂本秀夫

12番 西谷英樹

13番 圓山満

5. 欠席農業委員(1名)

7番 前川章

6. 出席推進委員(9名)

15番 内田重雄

18番 鷹野孝一

19番 安達繁

20番 栗田匡晃

21番 林田雅美

22番 上垣美由紀

23番 森脇耕助

24番 井上勝雄

25番 藤原健次

7. 欠席推進委員(3名)

14番 小林誠

16番 木下計介

17番 藤原隆弘

8. 事務局出席職員

局長 岸 敬悦

副主幹 福垣 周作

主査 東 宏樹

主事 定岡 良樹

事務局 : それでは、ただいまより第37回農業委員会総会を開会いたします。
開会に先立ちまして、会長より挨拶をお願いいたします。

谷垣会長 : 皆さん、こんにちは。今日は足元の悪い中、寒い中、総会に御出席をいただきましてありがとうございます。

また、今日、午前中に現地調査のほう御出席をいただきまして、ありがとうございました。

先ほど部長のほうからも話がありましたが、このメンバーで総会をしますのも今日最後ということでもあります。

今日お集まりいただいた皆さんにおかれましては、この3年間、コロナ禍で、いろいろと会議の持ち方も変えたりする中で、今日を迎えることができました。皆さんは健康にもいろいろと御留意をいただきながら、仕事もしながら、この農業委員会の仕事に携わっていただきまして、この場をお借りいたしまして厚く御礼を申し上げたいと思います。

今年の私自身の農業を見てみますと、退職をしてから10年近くなるわけですが、一番、やりにくい1年間でした。特に天候が非常に不順で、暑い中農業をしなくてはならない1年であったと思っております。そして、出来のほうも、稲が倒れてしまい、それに台風も追い打ちをかけて、全部の米を収穫することができませんでした。そのようなことで、大変今年は、自分の農業にとっては残念な年でありました。

いろいろと近隣の方に聞いてみますと、お米の出荷につきましても、検査を受けましたら、今までだったら1等だったのが、2等や3等になったというようなことで、全然駄目であったと。だけでも、逆に、今年は収量がとっても例年になく多かったというようなお声を聞くことができました。私自身も、先ほど言いましたように、収穫をしていない部分もあるにせよ、今までと変わらないようなことでもあります。そういうことから考えると、今年の米は皆さん、豊作であったということですが、品質的には非常に具合が悪かったというような年でもあったように聞いております。

今年は畜産農家の方についてもいろいろと御苦労もあったと思います。この暑さのこともあったりして、それから、飼料の高騰というようなこともあって、大変御苦労されたと思うんですけども、いろいろ聞いてみますと、牛のほうについてもまあまあうまくいっている方も多かったようにお聞きをしております。

そういう点で、非常に今年は、気候によって随分と苦労のあった年であったというように思っております。ひとつ、今年の経験を生かして、来年度もまた頑張っていきたいなというふうに思います。

今日、こうして総会で皆さんにお話をさせていただくのもこれで最後かなというふうに思っておりますけれども、ひとつ、これからも養父市の農業につき

まして、この委員の皆様がますます御援助いただきまして、よくなりますようにどうぞよろしくお願いをしたいと思います。ありがとうございました。

事務局 : それでは、初めに、会議の成立を御報告いたします。本日、出席農業委員13名中12名の出席です。養父市農業委員会会議規則第7条の規定により、過半数が出席することとなっておりますので、本日の農業委員会総会は成立いたします。なお、農地利用最適化推進委員については、現在9名の出席ですので、併せて御報告をさせていただきます。

総会の議事進行につきましては、養父市農業委員会会議規則第5条に会長が総会の議長となり議事を整理すると規定されておりますので、谷垣会長にお願いをいたします。

議長 : それでは、養父市農業委員会会議規則第16条の規定により、議事録署名農業委員を指名いたします。本日は、5番の大谷農業委員と6番の奥藤農業委員にお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議案第127号、農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 : 1ページを御覧ください。議案第127号、農用地利用集積計画の承認についてです。

議案第127号、農用地利用集積計画の概要です。公告は令和4年11月1日を予定しております。

1番、利用権の設定に係る面積、筆数及び戸数につきましては、田が44,582平方メートル、42筆、畑はありません。合計44,582平方メートル、42筆です。利用権の設定を受ける戸数は29戸、利用権を設定する戸数は17戸となっております。

次に、設定する利用権の概要ですが、利用権の種類は、使用貸借権及び賃借権です。利用権の内容別では、使用貸借権が35筆、37,407平方メートル、全て新規です。賃借権が7筆、7,175平方メートル、こちらも全て新規となっております。利用権の始期は公告日からで、契約年数別に見ますと、5年契約が3筆、2,401平方メートル、10年契約が39筆、42,181平方メートル。詳細につきましては、次ページ以降に記載しております。

3ページから10ページまでが農地中間管理事業を活用した一括方式によるもので、機構から転貸を受け耕作する者及び期日等を記載しておりますので御確認ください。以上です。

議長 : 説明が終わりました。この件について質疑はありますか。

(質 疑 な し)

議 長： 質疑なしと認め、議案第127号を採決いたします。本案は原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議 長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第128号、非農地証明交付申請の承認についてを議題いたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 11ページを御覧ください。議案第128号、非農地証明交付申請の承認についてです。

1番、大屋町和田の土地10筆で、面積が1,128.91平方メートルです。所有者は上野の方で、非農地の事由としましては、大屋町和田317番1329番の4は、昭和43年頃から進入路及び宅地の一部として既に庭になっているところです。②番、大屋町和田325番は、昭和53年頃から墓地として利用されています。③番、大屋町和田294番4は、昭和60年頃から車庫になっています。④番、その他につきましては、平成10年頃から原野化しております。現況に合わせた地目変更をしたいとのことです。関連ページは13ページから20ページとなっております。

続きまして、12ページを御覧ください。

2番、大屋町和田の土地2筆で、面積が287平方メートルです。所有者は大屋町和田の方で、非農地の事由としましては、申請の土地は平成11年頃から原野化しており、現況の地目に合わせた地目変更をしたいとのことです。関連ページは21ページから25ページになっています。

3番、八鹿町宿南の土地1筆で、面積が71平方メートルです。所有者は滋賀県近江八幡市の方で、非農地の事由としましては、申請の土地は平成6年頃から雑種地化しており、現況に合わせた地目変更をしたいとのことです。関連ページは26ページから30ページとなっています。

4番、中米地の土地3筆で、面積が360平方メートルです。所有者は神戸市西区の方で、非農地の事由としましては、申請の土地は平成10年頃から原野化、山林化しており、現況に合わせた地目変更をしたいとのことです。関連ページは31ページから35ページとなっております。以上です。

議 長： 事務局の説明が終わりました。

それでは、お諮りをいたしますが、番号1番及び2番は、同じ大屋町和田のところでありますので、それぞれ関連がありますので、一括して提案をさせてもらってよろしいでしょうか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしという声がありましたので、番号1番と番号2番の大屋町和田の件について、担当農業委員より説明を求めます。4番、寺尾農業委員。

寺尾委員： 4番、寺尾稔です。13ページを見ていただきたいと思います。

13ページに、小さい地図ですけれども、右端の縦に走っている道路が県道で、上に行けば大屋、下に行けば明延です。その途中を和田の地区から左側に入っていたところにあります。

17ページを見ていただきたいのですが、329-4、畑になっていますが、これが家の裏に上がる道をもう道にしてしまっている部分でございます。それから、317-1というのは、古屋とか柳とかというような地区があるんですけど、その分に上がる部分の家との境になっておりますけれども、もう荒れております。

それから、18ページを見ていただきたいのですが、その家の裏手に墓地がございます。325、326、328の部分につきましては、かなり荒れています。

19ページの320におきましても、これが昔、畑だったんだろうかというようなところでございますし、305につきましても大変荒れた場所になっております。

17ページに戻っていただきまして、18ページに墓がありましたけど、そこから下のほうを見ていただくと、327の部分がもう完全に荒れた状態で残っております。

それで、19ページを見ていただきたいのですが、294-2は、下の写真です。これも車庫と、左端に三角の畑が残っていますが、これも荒れております。この下の写真で見てもらったら分かると思います。

それから、305というところは、14ページの写真で、右側の端っこに赤い枠で囲ってある部分が元畑だったようです。今は完全に荒れてしまっている状態でございます。

それから、関連ということで、田村早苗さんの分ですが、21ページですね、この部分につきましては、今説明させていただきまして、墓が写ったと思うんですけど、その墓の下の部分になっておりまして、一緒のところでございます。24ページを見ていただいたらと思うんですが、左側の写真が327-3ということで、この下に見えるブロックは、これは墓です。墓のどこから見た写真ですけれども、同じように荒れております。それから、右は、最初に説明させてもらった上がり口の、今、道路になっているといっているところの上がってすぐ右側に築地がありまして、その上が畑だったようでございますけれども、もう人が行けるような状態にはなっていないような感じがしております。

以上でございます。感じとしては、致し方がないんじゃないかなというような感じを持っております。以上でございます。

議長： 続きまして、現地調査委員の説明を求めます。13番、圓山農業委員。

圓山委員： 13番、圓山です。よろしくお願ひします。

今朝9時半頃より現地調査に行つてまいりました。担当農業委員さん、推進委員さんに立ち会ひいただいて、御苦労さまになりました。

ただいま担当委員より説明がありましたとおりの内容であります。実際、昔にはこのようなところでも畑というか、畑地として利用されていたんだなということで、本当に昔の方は大変な目をされて耕作されていたんだなというのを感じました。実際には、もう到底畑として利用できる状況ではなく、場所によっては畑に行くこと自体に危険を伴うようなところありますので、申請どおりでよろしいかと思ひます。よろしくお願ひします。

議長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。21番、林田推進委員。

林田推進委員： 21番、林田です。私も今日9時半頃、現地に参りまして見させていただきました。先ほど農業委員が言われたように、すごく荒れていまして、ちょっと危険な状態の場所もあったり、また、周りの農地を見ても、ほぼ同じような状態でした。申請どおり、非農地かと思ひます。よろしくお願ひします。

議長： 説明が終わりました。この件について質疑はありますか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、議案第128号の1番及び2番を採決いたします。本案はどおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議長： 挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、番号3番の八鹿町宿南の件について、担当農業委員より説明を求めます。5番、大谷農業委員。

大谷委員： 5番、大谷です。27ページに航空写真が出ております。中央部に赤枠をしておりますが、そこに沿っているのが三谷川でございます。三谷川の左岸ということになります。左岸ですから、川西という行政区です。

続きまして、次のページで字限図を入れておりますし、次の29ページに写真を入れております。現況写真です。現状は、僕は昔からここを通るんですけど、駐車場として利用していたと認識しています。始末書にもそういうことを書いています。現在、こちらは住んでおられないので、整理をしたいんじゃないかと思っておりますが、現況を見ましても、もうこんなところに農地をすることはできないと思っておりますし、申請どおり許可することにしたらどうかなという考えを持っております。よろしくお願いいたします。

議長： 続きまして、現地調査委員の説明を求めます。12番、西谷英樹農業委員。

西谷英委員： 12番、西谷英樹です。午前中に確認をさせていただきました。担当の大谷農業委員が言われたとおり、ここはもう駐車場というような形になってしまっております。この地権者の方は、顛末書にもありますように、県外のほうに出ておられて、ほかの方も、親族の方は他府県に出ておられるということで、駐車場になっておるからまだこの現状が保たれているんじゃないかと思えるような状況でした。申請どおりに承認をすることでやむを得ないと思っております。以上です。

議長： 説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、議案第128号の3番を採決いたします。本案は原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、番号4番の中米地の件について、担当農業委員より説明を求めます。3番、藤原義幸農業委員。

藤原委員： 3番、藤原です。31ページが位置図になります。米地加圧ポンプ室があります。道路を挟んで山側のこの赤い印のついているところが310番、それから309、304と、304番が細長い、この道路に沿ったような形状の畑です。34ページの写真を見ていただいたらわかると思いますが畑が急傾斜になっています。隣の家が建っている後ろも急傾斜地の処置がしてありますので、同じような角度のところです。これを畑に戻すことは無理と思われま。

以上ですので、審議のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長： 続ひまして、現地調査委員の説明を求めます。11番、坂本農業委員。

坂本委員： 11番、坂本です。朝、現地を見させてもらひましたけど、到底畑とは思へないような急傾斜地なので、これも農地として使用することは不可能だと思ひます。よろしくお願ひします。

議 長： 続ひまして、担当推進委員の説明を求めます。19番、安達推進委員。

安達推進委員： 安達です。今、担当委員が言われたとおりです。34ページの写真を見てもらったら分かりますけども、そのとおりなので、よろしくお願ひします。以上です。

議 長： 説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議 長： 質疑なしと認め、議案第128号の4番を採決いたします。本案は原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議 長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続ひまして、議案第129号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 36ページを御覧ください。議案第129号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてです。

申請番号1番、養父市上箇の土地1筆、面積は471平方メートルのうち241平方メートルです。申請人は養父市上箇の方で、こちらは以前、農業用倉庫を建設するためとして181平方メートルを令和4年5月24日の総会において受理したのですが、その後、倉庫の拡張が必要となり、60平方メートル追加するため、申請が上がってきていました。農地法では200平方メートル未満の農業用施設については、転用の申請ではなく届出において受理することとなっておりますけれども、今回の申請、拡張部分を合わせますと200平方メートルを超えるため、4条の農地転用申請をいただいたものとなっております。関連ページ

は37ページから41ページです。以上です。

議 長： それでは、番号1番の上箇の件について、事務局より、農地法に基づく農地転用の許可の検討事項についての説明を求めます。

事務局： 申請番号1番です。農地転用に関する許可基準から見た意見として、立地基準による判断については、農用地区域内にある農地です。申請に併せて用途変更の申請があり、農用地の用途区分が農業用施設となっており、転用の内容も農業用施設であることから許可の対象となります。一般基準においては、資力、信用について同意書や残高証明にて確認し、計画日程及び内容からも事業の目的が果たされ、周辺農地に影響がないことから、農地法第4条第6項に該当しませんので、許可相当と考えられます。以上です。

議 長： 事務局の説明が終わりました。
次に、担当農業委員より説明を求めます。13番、圓山農業委員。

圓山委員： 13番、圓山です。よろしくお願ひします。38ページを御覧ください。以前、転用の許可をいただいた、白い線で囲まれた緑の場所になります。広谷郵便局のすぐ後ろに立地しています。

それで、40ページを御覧ください。40ページの建物から2スパン、単管パイプで造ってある部分の2区画の部分は、現在完成しております農機具置場と書いてあるところまでが完成して使用しています。今後も農地の拡張というか、耕作される予定が入って入って、農機具が増えるということで3スパン増やされて、この図面のような形にしたいということです。

41ページの図にあるように、途中までであったんですが、もう道路に密接するところまで埋め立てて使用したいということです。頑張って農業されているので、応援したいと思っております。よろしくお願ひします。

議 長： 続きまして、現地調査委員の説明を求めます。10番、北本農業委員。

北本委員： 10番、北本です。ただいま担当委員さんの説明がありましたとおり、この倉庫の裏は全て申請者の土地でございまして、特に何も問題がないというような思いをしております。それから、倉庫の横には田んぼがあるわけですが、水路とは全く関係ないということで、特に問題ないと思います。御審議の方お願ひします。

議 長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。18番、鷹野推進委員。

鷹野推進委員： 鷹野です。圓山委員、それから北本委員が丁寧に説明いただきました。何も問題ないと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

議長： 説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、議案第129号の1番を採決いたします。本案は原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第130号、土地改良事業参加資格交代の申出についてを議題といたします。事務局及び担当課職員の説明を求めます。

事務局： 本日お配りしました追加議案を御覧ください。議案第130号、土地改良事業参加資格交代の申出についてです。

こちらは、本年6月24日の総会にて御審議いただきました大塚農地整備事業における土地改良事業参加資格者の交代の追加に当たるものです。6月の総会において事業の詳細については説明させていただいておりますので、今回は割愛をさせていただきます。

ほ場整備等の土地改良事業における参加資格者というものは、何も届出がなければ耕作者が資格者ということになります。土地改良事業においては、新たに造られる農道ですとか水路といったものは、土地改良区という法人が管理することになりますけれども、この組合員になれるというものがこの土地改良事業の参加資格を持った者に限られております。

大塚の農地整備事業では、所有者72名に対して耕作者が15名ということになりますので、必然的に組合員が15人しかいなくなるということになりますので、6月の総会において大部分の方が資格を交代されて、所有者の方が資格を持っております。今回はその追加分ということになります。また、組合員が少ないということは、土地改良区の運営が円滑に行えないということになりますので、参加資格を耕作者から所有者に移すことによって土地改良区を組合員を増やし、円滑に運営することができるということが今回の申請の理由となっております。

詳細につきましては次ページ以降、今回、合計5名の方が耕作者から所有者に参加資格を交代するという届出をいただいておりますので、御審議のほどよ

ろしくお願いいたします。以上です。

議長： 説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、議案第130号を採決いたします。本案は原案どおり決することにより賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、報告事項に入ります。

報告①、農地法第5条第1項のただし書き、農地法施行規則第53条第14号の規定による届出について、事務局より説明を求めます。

事務局： 42ページを御覧ください。報告①、農地法第5条第1項のただし書き、農地法施行規則第53条第14号の規定による届出についてです。

届出番号1番、養父市大屋町門野の土地1筆、面積は1,091平方メートルのうち4.00平方メートルです。借受人は東京都世田谷区の株式会社、貸付人は養父市となっております。届出の目的は、携帯基地局の設置です。こちらの農地は、ほ場整備において非農用地として創設換地されたもので、市の名義となっておりますが、地元である門野区が管理している農地になります。養父市と門野区の間で既に覚書が交わされておりまして、今回の携帯基地局の設置についても既に協議済みということで、携帯会社と門野区の間で契約が結ばれております。

場所につきましては、44ページを御覧ください。県道養父宍粟線ですが、旧南谷小学校から明延方面に向かっていただきましたら、門野公民館という場所がございます。こちらの向かいの農地でございます。地図上に白囲い、緑塗りになっているものが申請の場所となっております。

こちらの場所に、48ページにございますとおり、14.776メートルの携帯基地局のアンテナが設置されることとなっております。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。
それでは、この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、この件の報告を終わります。

続きまして、報告②、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明を求めます。

事務局： 報告②、農地法第3条の規定による許可申請についてです。

1番と2番は、土地の持分登記の所有権移転になっています。土地は同じですが、申請者が違うので1番と2番に分けています。

1番の譲受人は尾崎の方で、譲渡人は次のページ、50ページの方、4人分の30分の6を尾崎の方に所有権移転をします。

2番は、譲受人は尾崎の方で、譲渡人は神戸市垂水区の方の持分10分の2を所有権移転します。申請日が9月1日、許可日が9月20日となっています。

3番、八鹿町高柳の土地2筆で、146平方メートルです。譲受人は八鹿町高柳の方で、譲渡人も八鹿町高柳の方です。所有権を贈与によって移転する予定です。申請日が9月9日、許可日が9月27日となっています。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。

それでは、この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、この件の報告を終わります。

議長： 続きまして報告③、農地の使用貸借の解約通知について、事務局より説明を求めます。

事務局： 51ページを御覧ください。報告③、農地の使用貸借の解約通知についてです。

届出番号1番、養父市上箇土地1筆、面積は2,055平方メートル。貸人は養父市広谷の方、借人は養父市上箇の方です。合意解約年月日は令和4年9月30日、土地の引渡しも同日です。解約条件なしの合意解約によるもので、今後は新たな買主の方が売買によって所有権を取得されます。

届出番号2番、鉄屋米地の土地1筆、面積は1,873平方メートル。貸人は養父市中米地の方、借人も養父市中米地の方です。合意解約年月日は令和4年9月30日、土地の引渡しも同日です。解約条件なしの合意解約によるもので、今後は農地中間管理事業を活用していきます。

届出番号3番、中米地の土地1筆、面積は1,788平方メートル。貸人は養父市中米地の方、借人も養父市中米地の方です。合意解約年月日は令和4年9月30日、土地の引渡しも同日です。解約条件なしの合意解約によるもので、今後、

農地中間管理事業を活用します。

届出番号4番、養父市中米地の土地2筆、合計面積は1,302平方メートル。貸人は神戸市東灘区の方、借人は養父市中米地の方です。合意解約年月日は令和4年9月30日、土地の引渡しも同日です。解約条件なしの合意解約によるもので、今後は農地中間管理事業を活用します。

届出番号5番、養父市中米地の土地2筆、合計面積は385平方メートルです。貸人は養父市中米地の方、借人も養父市中米地の方です。合意解約年月日は令和4年9月30日、土地の引渡しも同日です。解約条件なしの合意解約によるもので、今後は農地中間管理事業を活用します。

届出番号6番、養父市中米地の土地2筆、合計面積は2,902平方メートル。貸人は養父市中米地の方、借人も養父市中米地の方です。合意解約年月日は令和4年9月30日、土地の引渡しも同日です。解約条件なしの合意解約によるもので、今後、農地中間管理事業を活用します。

届出番号7番、養父市中米地の土地1筆、面積は472平方メートル。貸人は養父市中米地の方、借人も養父市中米地の方です。合意解約年月日は令和4年9月30日、土地の引渡しは同日です。解約条件なしの合意解約によるもので、今後は農地中間管理事業を活用します。

届出番号8番、養父市中米地の土地1筆、面積は1,159平方メートル。貸人は養父市中米地の方、借人も養父市中米地の方です。合意解約年月日は令和4年9月30日、土地の引渡しも同日です。解約条件なしの合意解約によるもので、今後、農地中間管理事業を活用します。

届出番号9番、養父市中米地の土地1筆、面積は1,462平方メートル。貸人は養父市中米地の方、借人も養父市中米地の方です。合意解約年月日は令和4年9月30日、土地の引渡しも同日です。解約条件なしの合意解約によるもので、今後、農地中間管理事業を活用します。

届出番号10番、養父市中米地の土地1筆、面積は1,005平方メートル。貸人は養父市中米地の方、借人も養父市中米地の方です。合意解約年月日は令和4年9月30日、土地の引渡しも同日です。解約条件なしの合意解約によるもので、今後、農地中間管理事業を活用していきます。以上です。

議長：事務局の説明が終わりました。
それでは、この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長：質疑なしと認め、この件の報告を終わります。
これで報告事項は終了をいたしました。
以上で第37回農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

養父市農業委員会会議規則第16条第2号の規定により、ここに署名する。

議 長 谷垣重俊

署名委員 大谷忠雄

署名委員 奥藤雅行